

特定工場廃止の届出

平成 年 月 日

(あて先) 秋 田 市 長

届出者

(担当者)

年 月 日付けで工場立地法第 条第 項の規定により届出した特定工場を廃止しますので、次のとおり届出します。

1. 当該特定工場の設置の場所

2. 当該特定工場における製品

3. 当該特定工場の敷地面積および建築面積

特定工場の敷地面積	m ²
特定工場の建築面積	m ²

4. 廃止後の跡地の利用予定